国民年金だより

問 役場町民課 町民窓口係　☎42-2633
函館年金事務所国民年金課　☎0138-56-1165

産前産後期間の国民年金保険料免除制度をご活用ください

国民年金第１号被保険者が出産をした際に、出産前後の一定期間は国民年金保険料が免除される制度です。

免除される期間は出産予定日または出産日が属する月の前月から４カ月間で、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の３カ月前から６カ月間となります。

※出産には、妊娠85日（４カ月）以上の死産、流産、早産も含みます。

前納などすでに保険料を納付している方が妊娠し、保険料免除対象者になった場合、支払った保険料は還付されます。また、この免除期間は定額の国民年金保険料を支払ったものとして計算され、その間、付加保険料を納付することもできます。この免除制度は出産後でも遡って届出できますので、対象の方は役場町民課または函館年金事務所国民年金課へお問い合わせください。

■対象者

国民年金第１号被保険者で出産日（出産予定日）が平成31年２月１日以降の方

■届出時期

出産予定日の６カ月前から届出可能です。

■申請に必要なもの

- 年金手帳・マイナンバーがわかるもの
- 本人確認ができるもの
  ※マイナンバーカード、運転免許証など写真付きであれば１点、写真付きでない場合は健康保険証と年金手帳など２点
- 印鑑（認印可）
- 出産日及び親子関係を明らかにするもの
  （母子健康手帳、出生証明書など）
  ※死産の場合は死産証明書など

６月の年金相談

函館年金事務所による年金相談を次のとおり開設します。

相談をよりスムーズにするため、事前に時間予約していただくことになりますので、６月17日までに、役場町民課へ電話などで予約してください。

■日時　６月24日㈭　10:30～15:00
（12:00～13:00は昼休み）

■会場　役場　第２町民室

相談される方がご本人でない場合、委任状が必要となります。役場または各支所にありますので、事前にご用意ください。

《広告》

「ゆったり穏やかに、のんびり楽しく、共に笑顔で」をモットーに生活を支え命と尊厳を守ります。

認知症対応型共同生活介護事業所

グループホームゆずりは　グループホームゆずりは　グループホームゆずりはの里

『老後は松前へ』㈱Milieuのグループ会社

有限会社 五十嵐水産　代表取締役 池田 哲幸　〒049-1644 松前郡松前町字静浦409番地４　TEL.0139-44-2065 FAX.0139-44-3033